

- 組合員の家族の方が手続を行う場合は、「組合員の保険証」を窓口で提示することで委任状は不要になります。
- ※東京土建国保組合に加入している家族の場合は、「家族の保険証」でも結構です。
- 組合員の家族以外の方(事業主等)が手続を行う場合は、委任状(本状)の提出が必要です。

委 任 状

令和 4 年 4 月 1 日

東京土建国民健康保険組合 理事長 殿

【委任者(組合員)】

記 号 番 号	91-99・99999
氏 名	土 建 太 郎
住 所	新宿区北新宿1丁目8番16号

組合員氏名を署名してください。

私は、下記の者を代理人と定め、その者に国民健康保険手続に関する次の権限を委任します。

《委任する項目に○を付けてください。》

- ① 被保険者の資格適用等に係る届出又は申請
2. 被保険者の給付金又は補助金等に係る申請
3. その他()

【代理人】

氏 名	国保 次郎
住 所	渋谷区●●町1丁目1番1号
委任者との間柄	事業主

代理人の方が事業主の場合、事業所印を押印するだけでは認められません。必ず組合員が自筆してください。

※委任者の方は、署名をしてください。

※代理人の方は、手続に必要な書類と、代理人の方の本人確認ができるもの(運転免許証やパスポート等)を持参してください。